

## 1の④ 安全衛生担当者の教育の充実について

## 検討の視点

○ 報告書では、安全管理者や管理者を含む職長等や労働者に対する安全衛生教育の内容の見直しの検討が提言されているが、次の事項についてどう考えるか。

ア 安全管理者の資質の向上を図るため、選任に当たっては一定の教育を受けることを求めることとしてはどうか。

また、その場合の教育の内容として、現場の危険・有害性の認識の重要性が提言されているが、リスクアセスメント等の教育を充実させていく方向性についてどう考えるか。

イ 管理者を含む職長等に対する安全衛生教育の内容を充実させてはどうか。

#### ④ 安全衛生担当者の教育の充実について

##### 検討会の提言の概要

大規模製造事業場に対する自主点検結果によれば、安全衛生担当スタッフの知識経験の不足感の高い事業場ほど労働災害の発生率が高いことが明らかとなった。この背景として、安全衛生管理組織の減少、安全衛生管理担当者の兼務の増大、さらに、労働災害防止に関するノウハウの継承の不十分さ等により、事業場における安全衛生管理担当者の実務能力が低下しつつあるという事情が考えられる。衛生管理者、産業医については実務能力が制度的に担保されているのに対し、安全管理の中核である安全管理者については法的に学歴と実務経験で選任されていることがその一因と考えられる。安全管理者は、今後、事業場においてリスクアセスメントの実施、マネジメントシステムの導入、構築等において重要な役割を担うことから、安全管理者に対して、安全衛生管理の実務を適切に処理するために必要な知識等を付与する教育を選任時において実施し、一定の実務能力を担保することが必要である。

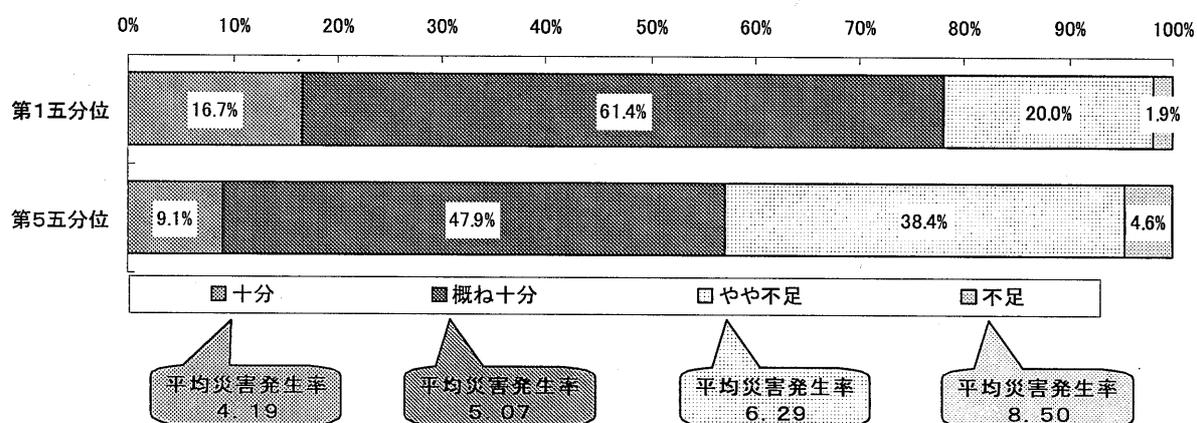
また、現場の長である監督者（職長等）と組織の長である管理者（部、課長）で安全衛生に関する理解度を比較すると、理解者には十分な教育がなされていないことから安全衛生に対する理解が乏しい場合が多く、現場を知っている管理者も減少している。さらに、現場の作業員も現場の危険・有害性を認識しないまま作業を行っていることから、災害の発生につながる場合がある。

このような状況を改善するために、リスクアセスメント等安全衛生に関する新たな知識の獲得、安全衛生に関する意識の改革及び向上を目指し、管理者を含む職長等や労働者に対する安全衛生教育の内容の見直しを検討することが必要である。

## 大規模製造業に係る安全衛生管理体制及び活動等に係る自主点検（抄）

### ○ 安全管理担当人員の知識経験の状況

現在の安全担当部署のスタッフの知識・経験に係る総括安全衛生管理者の認識



※ 原則として労働者数500人以上の製造業事業場（適宜対象範囲を300人以上まで拡大）を対象として、平成15年11月に全国の都道府県労働局を通じて実施（回収された自主点検表のうち、1,269事業場分を対象として集計）。

安全管理活動の状況と労働災害発生率との関連性の有無を明らかにするため、第1五分位（災害発生率の最も低いグループ）と第5五分位（災害発生率の最も高いグループ）を比較している。

# 安全管理者について

## 労働安全衛生法

(安全管理者)

第十一条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、安全管理者を選任し、その者に前条第一項各号の業務（第二十五条の第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除く。）のうち安全に係る技術的事項を管理させなければならない。

2 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、安全管理者の増員又は解任を命ずることができ。

## 労働安全衛生法施行令

(安全管理者を選任すべき事業場)

第三条 法第十一条第一項の政令で定める業種及び規模の事業場は、前条第一号又は第二号に掲げる業種の事業場で、常時五十人以上の労働者を使用するものとする。

(参考) 前条第一号又は第二号に掲げる業種の事業場  
 (総括安全管理者を選任すべき事業場)  
 (抄)

第二条 労働安全衛生法（以下「法」という。）第十条第一項の政令で定める規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。

- 一 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 百人
- 二 製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 三百人

## 労働安全衛生規則

(安全管理者の選任)

第四条 法第十一条第一項の規定による安全管理者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 安全管理者を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。
- 二 その事業場に専属の者を選任すること。
- 三 化学設備（労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第十五条第一項第五号に掲げる化学設備をいう。以下同じ。）のうち、発熱反応が行われる反応器等異常化学反応又はこれに類する異常な事態により爆発、火災等を生ずるおそれのあるもの（以下「特殊化学設備」という。）を設置する事業場であつて、当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）が指定する生産施設の単位について、操業中、常時、法第十条第一項各号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理するのに必要な数の安全管理者を選任すること。

四 次の表の中欄に掲げる業種に応じて、常時同表の下欄に掲げる数以上の労働者を使用する事業場にあつては、その事業場全体について法第十条第一項各号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理する安全管理者のうち少なくとも一人を専任の安全管理者とする。ただし、同表四の項の業種にあつては、過去三年間の労働災害による休業一日以上の死傷者数の合計が百人を超える事業場に限り。

一	建設業 有機化学工業製品製造業 石油製品製造業	三百人
二	無機化学工業製品製造業 化学肥料製造業 道路貨物運送業 港湾運送業	五百人
三	紙・パルプ製造業 鉄鋼業 造船業	千人

四 令第二条第一号及び第二号に掲げる業種（一の項から三の項までに掲げる業種を除く。）

2 第二条第二項及び前条の規定は、安全管理者について準用する。  
 (安全管理者の資格)

第五条 法第十一条第一項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）、又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）における理科学系の正規の課程（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校（職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十五号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校及び職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成四年法律第六十四号）による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校を含む。）における長期課程（職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十年労働省令第二十三号）による改正前の職業訓練法施行規則の規定による長期指導員訓練課程を含む。）を含む。以下同じ。）を修めて卒業した者で、その後三年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの
- 二 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。以下同じ。）、又は中等教育学校において理科学系の正規の学科を修めて卒業した者で、その後五年以上産業安全の実務に従事した経験を有するもの

三 労働安全コンサルタント  
 四 前三号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者

(安全管理者の巡視及び権限の付与)

第六条 安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、安全管理者に対し、安全に関する措置をなし得る権限を与えなければならない。